

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 告示  
大規模小売店舗立地法第六條第二項の規定により変更の届出があつた件 二六三
- 保安林の指定をする予定である旨通知があつた件 二六三
- 道路の区域を変更する件三件 二六三
- 福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件 二六三

## 告 示

### 福島県告示第二百九十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六條第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を令和元年十月八日から令和二年二月八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和元年十月八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ヨークベニマル安積町店 福島県郡山市安積二丁目一二五番地ほか
- 二 変更しようとする事項
  - 1 駐車場の位置及び収容台数
    - (変更前) 位置 別紙図面のとおり
    - (変更後) 位置 別紙図面のとおり
    - (変更後) 収容台数 三百五十六台
  - 2 駐車場の自動車の出入口の数
    - (変更前) 位置 別紙図面のとおり
    - (変更後) 収容台数 二百三十台

- (変更前) 六ヶ所
- (変更後) 四ヶ所
- 変更しようとする年月日  
令和二年五月二十八日
- 届出年月日  
令和元年九月二十七日
- 届出をした者  
株式会社ヨークベニマル

（「別紙図面」は省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）  
（商業まちづくり課）

### 福島県告示第二百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があつた。

令和元年十月八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 保安林予定森林の所在場所  
伊達市月館町布川字鷹ノ巣二六から三九まで、四一
  - 二 指定の目的  
土砂の流出の防備
  - 三 指定施業要件
    - 1 立木の伐採の方法
      - (一) 主伐は、択伐による。
      - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、伊達市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - 2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。）
- （森林保全課）

### 福島県告示第三百号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八條第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で令和元年十月八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和元年十月八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

